

1. 日 時 令和元年10月11日（金）9：00～11：30
2. 場 所 福島市役所9階 904会議室
3. 出席者 委員14名、オブザーバー4名、傍聴者2名、市（事務局含む）8名
4. 次 第 別紙のとおり
5. 内容要旨
 - 1 議 事
 - ① 議事①あづま小富士第1発電所（仮称）計画について
 - ② 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（案）について
 - ③ 議事③その他

【質問応答要旨】

（1）議事①あづま小富士第1発電所（仮称）計画について

※事業者から資料1「あづま小富士第1発電所（仮称）計画について」（非公開）に沿って説明。

〔事業者〕

- 景観シミュレーションについては、JR 福島駅新幹線下りホームから発電所を確認することは難しい。実際には、山肌の緑と同化し見えないというのが我々の予測である。
- 河川管理者との協議結果については、県北建設事務所を訪問した際、砂防指定地内行為許可の申請が必要との指導があったため、申請を行った。その他については、特に届出等は必要なく、後日、市（河川課）にも確認したところ、自然浸透であれば河川に関連した届出は必要ないとの説明を受けた。

〔事務局〕

＜野生動物への影響について＞

- 福島大学において野生動物に関して研究している先生にご意見を伺い、事業者が実施した「福島県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価において、方法書及び準備書の内容について、「調査内容や方法も適切であり、よく調査されている。」との評価をいただいた。
- また、事業者が環境保全措置として、「フェンスを囲うエリアを敷地のおよそ60％程度に抑えることで動物の移動経路への影響を低減する。」としたことについても妥当な対策であることを確認した。
- 先生によると、今回の太陽光発電施設設置による生態系に及ぼす影響はないとのことである。また、野生動物が市街地に出没することがあっても、太陽光発電施設の設置が原因とは言えず、逆に、新たに林縁、森林の縁の部分ができることで森林内部に比べ光が差し込むことで、多くの植物が生育しエサが豊富になり、市街地に出てくることを食い止める可能性もあるとのこと。
- 事務局としては、事業者には環境影響評価での評価結果も基に、環境保全措置を確実に講じ、生態系への影響を回避及び低減に努めていただきたいと考えている。

〔委 員〕

事業地内にエサとなる樹木を植えた方が良いのか、現状のままで良いのか、専門家に聞いて欲しい。

〔事務局〕

先生によると、一度里に下り味を占めたクマは再度下りてくる傾向があるとのこと。また、里に近い場所で生まれた子グマは、人や車に慣れた環境で育ったため、警戒心もなく里に近づいてくる。それ以外のクマの行動を予測することは不可能であるため、確立された手立ては今のところはない。あくまでも野生

動物と共存していくというスタンスをとるべきとの意見をいただいた。駆除や電気柵を設けるのではなく、動物の通り道を設けて生態系に極力影響を及ぼさない共存するという方法をとるべきとの話を伺っている。

〔委 員〕

事業者は県北建設事務所と鍛冶屋川の立木について協議したのか。

〔事業者〕

していない。前回の協議会において、委員がこの件に関しては行政に要望しているとのことであり、行政も検討しているとのことだったので、それ以上のことは聞いていない。

〔委 員〕

去年の１２月、県北建設事務所に陳情書を提出している。前向きに検討するとの回答を得ているため、待っているしかない。

〔農政部長〕

農政部の立場では農業被害を低減させる、抑制させるという立場での駆除となるため、駆除自体を目的とした対応はできない。ご存じのとおり、西地域や北部などの山間部にはクマやイノシシ、サルが生息しており、現状で被害もある。それに対する駆除、捕獲で対応し農業被害の低減に努めているが、当該事業においてどのような影響があるのか現状では見通せないところもある。いずれにせよ、対策として、人的被害は勿論のこと、農業被害が及ばないように対策については、専門員も含めて取らせてもらい、逐次、現状把握には努めていく。

現状、農業被害対策を目的とし獣害対策を行っており、特に、北部・西部は重点エリアと認識している。

〔会 長〕

これらの問題については行政側の気配り、目配りが必要となるのではないか。

次に、事業者から、事業区域の追加について説明いただく。

〔事業者〕

○資料１（非公開）に沿って説明。

○災害防止のため緩衝地点を追加し、また、影響が少ない地点についてはパネルを設置する。

〔会 長〕

パネル設置の追加はあるものの、今後の災害防止に努めるうえでは効果的ということか。

わさび田に影響ないのか。

〔委 員〕

先日事業者から話があり、双方で現地を確認している。上流部分については、パネル設置箇所から除外してもらったため、下流部分についてはやむを得ないとし組合として了承した。

〔会 長〕

それでは、事業者の提案を受け入れるということによろしいか。

〔委員一同〕

異議なし。

(2) 議事②福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画(案)について

※資料2「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画(案)に対する意見・回答」に沿って説明。

〔事業者〕

○資料2-No.1の説明。

〔事務局〕

○資料2-No.2、3の説明。

「資する取組」について、資料3に記載しているとおり、事務局案を提示させていただいた。

詳細については、農政部より説明させていただく。

〔市農政企画課〕

国の「農山漁村再エネ法Q&A」では「3～5%」などの目安が示されており、それを参考に設定している先進事例が多いことから、示されている目安の最大値5%を基本設定とし提案する。

また、事業者において、市の基金に財源を拠出していただき、市において農業振興等のための事業の財源として運用を図りたい。なお、国の「農山漁村再エネ法Q&A」における、資する取組においては、発電事業者に対して過度な負担を求めることは、発電事業自体の継続が困難となるだけでなく、「資する取組」自体実施できなくなる恐れがあり、適当でないとされている。具体的な取り組みの規模等については、事業者が計画を提示することとなるが、事業の収益性などは事業ごとの諸条件によることなどを踏まえ、協議会において合意が得られるよう議論いただきたい。

〔会 長〕

事務局案に対し事業者から意見はあるか。

〔事業者〕

「5%」の寄付は困難である。当該事業は調達価格36円で、売電期間20年という計画でスタートしたが、法改正など状況が変わってきている。また、協議会での意見を反映し、防災上の観点から、「沈砂池」等を設けるなど、計画を大幅に見直している。その結果、沈砂池を約30箇所から60箇所に増やして設置する計画に変更したが、沈砂池を設置するだけで8～10億円の事業費がかかる。加えて、東北電力との連系費用が13億円から19億円に約40%アップした。我々はパネルメーカーではあるが、その他の機器は外部から購入するためその価格も上がっている。

売電期間の短縮、天候不順や自然災害の不安、また、国の法改正により価格が下落する可能性もあり、かつ、出力制御等も勘案した場合、「5%」は受入れられないため、「3%」で提案させていただきたい。

〔会 長〕

事業者からの要望について意見はあるか。

〔委 員〕

当該事業のFIT価格は平成26年に認定された36円である。今現在は20円を下回っていると思うが、施工費用も下がっていることは経済産業省も認めている。当初はパネル費用も高く、事業を促進するため高い価格を設定していた。

確かに、経済産業省は再生可能エネルギー賦課金について、今年は1kWあたり2.95円となり、それを抑えたいという意図から、売電期間の短縮をしていると聞いている。しかし、それにともない「資する取組」の率を下げるということは如何なものか。

50年前に開パを開発した際、水源涵養林として機能していた土地を伐採したため水害が発生した。水害対策はしっかりと講じてもらいたい。個人的にはそういった対策をとるための費用は大変なものではないと感じており、それを理由にされても困る。「5%」が妥当である。

〔会 長〕

国の「Q & A」で示している「3～5%」のなかの「3%」は実行すると言っている。事業であるため、事業が疲弊するようなことでもいけない。また、「5%」出すからといって安全面で手を抜かれても問題があり、合致する点を見つけないといけない。

〔委 員〕

当該事業は長期間となり、現時点で「3%」か「5%」かの議論をしても、今後収支が変わるという場合もあると思うが、そういった場合の対応はどうなるか。

〔会 長〕

案には、「協議会において協議し決定された額を拠出する。」となっているが、何か仕組みを作るのか。

〔事務局〕

「売電収入実績の5%に相当する額」というのが基本となり、具体的な数字については、協議会において議論し正式に決定したい。

先ほど事業者から「3%」という話があったが、今後、売電収入実績の「3%」を基金に拠出していただく。仮に、拠出できないとなった場合は、再度、協議会を開催し、変更について協議する。

事業者は今後、毎年「3%」を基金へ拠出することは可能なのか。

〔事業者〕

NEDOのデータを基にシミュレーションしている。事業だから良し悪しもあるが、概ね我々の予想は裏切らない状況である。余程の改悪、天災、省令の改訂によりどうしても無理だとなった際には再度願うことになるかと思うが、それ以外であれば我々の提案のとおりご了承願いたい。

〔会 長〕

スタート時が「3%」ということによいか。

〔事業者〕

この案件はリートに入れる案件であり、社会に分配するため、分配金の大幅な変更はできない。

〔会 長〕

「3%」は企業努力で維持するということか。

〔事業者〕

そうである。

「売電収入」からの拠出であるため、売電収入の増減により変動し、収入が増えたからパーセンテージを上げるというものではないのではないか。

〔委 員〕

一般家庭の売電期間は10年であり、10年後の売電価格は7円である。当該案件は36円である。色々な要因はあるものの儲かる事業ではないか。

また、今後計画されている発電事業についても協議会が設置された場合、前例の割合が低ければ後々影響が出てくるのではないか。

〔事業者〕

全国の事例では、「1～5%」の範囲である。どれがいいかという根拠もない。当初、我々の計画では「2.5%」であったが、この間に「3%」は必要ではないかと判断し自社で決定した経過がある。

先行事例も大事だが、時々の経済状況など取り巻く環境が影響する。当初の想定より計画は大きくなり、「5%」とすることは時間的にも事業実施が困難となってくるため、是非ともご理解を賜りたい。

〔事務局〕

国の「Q & A」には、「売電収入の一部」や「売電収益の一部」などが例として記載されており、この通りでなければいけないといった意味ではないことが前提となる。

現状では各自治体の中で、基本計画に数字を明記している自治体はほとんどない。「収益」と記載している自治体もあり、「収益」となれば、「収入」から諸経費を差し引いた金額となり、より高くパーセンテージを設定する必要が出てくる。

事業がスタートしていない自治体が多く、基本計画通りに実行されているかわからないが、今回の「3%」は他の事業と比べても遜色ないものと考えている。

〔会 長〕

長期安定した「資する取組」を維持するためには、事業が安定して継続されることが前提となる。

昨今、予期しない災害が起きている中で、地元負担とならないよう、財源に余裕がある方が事業者も万全な対策を取れるのではないかと。

〔農政部長〕

仮に「3%」と見込んだ場合の基金への拠出額をお伺いしたい。

〔事業者〕

パネルの劣化も勘案したうえで、1年目は1億1,600万円。18年目が1億700万くらいである。

平均的に年間1億円と推察している。

〔農政部長〕

20年間で約20億円となり、これらが農業振興に充てる財源となることは市にとっては大きい。

ちなみに、今年度の市の農林水産業費の総額予算は約32億円である。18年間という期間はあるが、額としてはかなり大きな額を基金として拠出いただけることが見込め、新たな事業展開も考えられる。

事業として安定して運営していただくことが一番。会長からもあったが不測の事態に対する防災対策を事業者が責任を持って対応するということをセットで考えてもらえればよいのではないかと。

〔委 員〕

そういった財源を増やしたいと思意見している。

地元は事業者と20年以上付き合うことになる。喧嘩したい訳ではない。ただ、これだけの大きな事業で、市に財源が入るのであれば幾らかでも多くなればと思っている。

以前、「政経東北」という雑誌で、当該事業の売上が年間約130億円で、「5%」にすると約5億円と書かれていた。このことについて、事業者が開催した説明会で「5%でいいですか。」と尋ねたところ、「再エネ法協議会で協議して決定する。」といった回答があった。売電収入は誤魔化しようがなく基準とすることは納得できる。

〔会 長〕

事業終了後の対応はどのようなになるのか。

また、太陽光パネルは劣化するが、メンテナンス等を適切に行えば、発電量も増えていくのではないかと。

〔事業者〕

弊社のパネルはそれ程劣化しない。他社のパネルは20年で80%劣化し、20%しか発電しなくなるというのはよくある話。パワコンは10年に1度取り替えなくてはならないが、定期的にメンテナンスを行い、性能を極力維持する。先ほど述べた1億2千万から1億まで減るかもと言ったのはあくまでシミュレーションの結果である。我々は発電量を増やす努力を行い、地域に少しでも還元できるようにやっていきたい。メンテナンスはしっかり行う。これまで1回も事故を起こしたことはなく、その体制は維持する。

〔会 長〕

一番避けなければいけないことは、劣化したパネルを放置し、発電量が下がるということであるため、メンテナンスは適切に実施してもらいたい。

ノーベル賞を受賞した吉野先生が、まだ自然エネルギーは活用する幅があるとおっしゃっていた。再エネをどういう風に工夫して活用していくか、地元にとってプラスになるようなことを含めて考えてもらいたい。発電事業を実施することが、本当にこの地域にとって将来的にも優れていたことだったと思えるよう、しっかりと合意をして事業をスタートしていただきたい。

金額については色々あると思うが、そのような中で、事業が確実にできるような環境設定まで踏み込むべきではないかと考える。

〔環境部長〕

農業振興に繋がり地域の環境整備に活用されるのであれば財源が多い方が良いが、長い期間、安定して継続してもらうことも重要である。協議会の発足当初から議論となっている、災害に対する備え、対応については十分尽くしていただいたと思う。これから事業が始まってからも、約20年間の維持管理に相当な費用がかかると思うが、手を抜いてもらっては困るため検討する際の大事なポイントだと考える。

提案では「売電収入の3%」となっている。他の事例では「収益」となっている例もあり、その中で、「収入」に対して率を提示していただいたことは評価したい。

今後、突発的な事故が発生した際や「資する取組」について再度検討する必要があるれば、協議会を開催し協議するという法の仕組みとなっているため、これも考え合わせたくうえで、検討いただきたい。

〔委 員〕

基本計画は福島市で農山漁村再生可能エネルギー法を活用した事業全てに共通する計画なのか。

〔事務局〕

基本計画は農山漁村再生可能エネルギー法の活用事業が対象となる。

今回、事業者から同法を活用した事業を実施したいとの意向が示され、基本計画作成の提案があり、協議会を設置したところである。現在は当該事業のみで議論しているが、今後、他の事業も追加されていく可能性がある。

〔委 員〕

その場合、他事例への波及ということについてはどのようなになるのか。

〔農政部長〕

基本計画は市として一本で、「資する取組」については「5%相当」と記載し、区域による具体的な数字、当該事業であれば「3%」と設備整備計画に記載するため、内容は別となるということか。

〔事務局〕

そうである。

〔副会長〕

事業が農業振興のベースとなるため、事業が適切に実施されなければその先の農業振興が安定しない。先にある農業振興や防災、維持管理をセットで考え、その中で、総額いくらなのか考えたほうがよい。防災にもかなりお金がかかっていることに配慮いただいたほうがよい。

今回の対策は、調節池も60箇所を増やしてもらい、現在の環境を出来る限り維持し、影響を最小化しようという努力をされている。設計においては、協会でオーガナイズされている工法を使われている。多少、単価が高い手法を採用し設計してもらっており、その点は高く評価できる。

〔委 員〕

当該事業と別事業の土地が入り組んでいるため、災害が起きた際に、どちらが原因なのか議論となった場合、どこかに調整してもらわなければ裁判になってしまう。調整してもらう窓口をある程度この協議会で決めてもらいたい。

〔会 長〕

当該事業は農山漁村再エネ法に基づく事業であり、同法を活用しない事業も検討されている。

福島市としては、再エネ全体に関する何らかの指針、ガイドラインを持つべきではないか。その中で、同法を活用しない事業を指導できるような仕組みが必要。

〔事務局〕

現在、市では太陽光発電施設の設置に関し、事業者が事業計画の立案から太陽光発電施設の廃止及び撤去に至るまで近隣住民等に対して事業計画を明らかにすることなどを盛り込んだガイドラインを整備している。ガイドラインを活用し、事業のチェック体制を強化し、事業者と十分に話し合えるようなことを考えている。

〔会 長〕

事務局としては「３％」でいいのか。

〔事務局〕

基本計画には「５％」と記載し、設備整備計画には「３％」としたい。

〔委 員〕

事業者寄りの提案ではないか。

〔事務局〕

長期安定した制度の運用という観点や他の自治体との比較により「３％」で妥当と判断している。

〔委 員〕

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく事業案件ではないが、福島県内で多くの太陽光発電事業が展開されている。特に浜通りでは、農地を使用した太陽光発電所の開発が進んでいる。その中で、地元行政と直接協定を結んで、寄付金を払うという案件もある。透明性の観点から、「売電収入」に対して「何％」と求められているのが多いのが事実であるが、「収入の何％」という条件は非常に重たいと思っている。「収益」は弾力性があるが、「収入」を条件としていることで寄付金として拠出される額は大きなものとなる。

福島県の再生可能エネルギー復興推進協議会が定める協定において、事業者に毎年基金への拠出を取り決めた規定があり、その水準は１MWあたり１００万円である。本件を当てはめると、８０MWで８，０００万円となり、先ほどの金額より低いものとなる。同法を活用するという趣旨とは違うかもしれないが、他の事例から勘案しても水準として「３％」は事業者寄りではなく、当該事業を前向きに進めていく中では妥当な水準ではないか。

〔会 長〕

それでは、事務局提案の「資する取組」及び当該事業における「売電収入の３％の寄付」について決を採るが、異議はないか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔会 長〕

「資する取組」については、全会一致により承認する。

〔事務局〕

※資料2-No.4から8に沿って説明。

〔事務局〕

※資料2（裏面）-No.1、2に沿って説明。

〔農業委員会事務局〕

※別紙1「現況農地一覧表」、別紙2「吾妻開パ周辺農地利用状況図」（非公開）、別紙3「農地区分判断図」を用いて説明。

○別紙3のクリーム色の部分が計画地に含まれる農地で判断を行った箇所。

○別紙1は農地1筆毎の判断した一覧で、左から整理番号、地区とは大字ごとの区分、所在地、面積、農振除外の時期、①は総合見直しにより除外されている農地、②は只今除外手続き中で、現在除外手続き中の農地となる。農振除外手続きが完了した農地は、すべて第1種農地となる。

○6月18日の総会において②の部分の除外について同意をして、8月7日に農業委員・農地利用最適化推進委員の5名と事務局で、事業者の案内により事業地に含まれる農地の現地確認を行った。

○その後、現地写真を基に農業委員が所属する区域協議会で協議した結果、荒廃の程度は、記載のとおり「B分類」に相当すると判断いただいた。

〔事務局〕

※資料2-No.5に沿って説明。

〔委員〕

No.3について、別紙1において、すべて荒廃農地の「B分類」ということで、基本計画に基づいて農地転用が可能な第1種農地であることは確認した。ただ、農振除外手続き中の農地が何筆があるため、そちらについては、農用地区域からの除外が終了した後でなければ、基本計画の区域の中に含めることができないため、最終的な基本計画作成の前には農用地区域から除外されているか確認させてもらいたい。

資料2（表面）-No.1について、事業者からの説明を受けて承知した。今後、設備整備計画を申請する際に、当然、事業計画等も出すことになるが、その際に農地転用の可否の判断をする場合、「防災上の観点から必要」などと事業計画において必要だと分かるように図面に明示していただきたい。

〔委員〕

これが最終の区域ということで良いか。詳細設計前の変更する可能性があるということだが、基本計画が作成された後、設備整備計画を申請するにあたり、そもそも基本計画の区域の中にない場所を設備整備計画に含めるということはないという理解でよいのか。

〔事業者〕

減ることはあるかもしれないが、増えることはない。

〔会長〕

他に何かあるか。

なければ事務局からあるか。

〔事務局〕

農振除外及び環境影響評価が完了しないと基本計画策定とはならない。

については、本日の協議会において、あづま小富士第一発電所計画及び福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画について合意が得られれば、原案のとおり決定し進めたいと考えているが、現時点ではそれができないため、環境影響評価、農振除外が完了した際に、正式決定させる事務手続きの方法等について、一任していただきたい。

〔会 長〕

ここでの議論は終了とするが、農振除外、環境影響評価が完了していないため、完了後に改めて策定の手続きを取りたいということだが、それについて何かあるか。

〔委 員〕

環境影響評価はいつ頃できるのか。

〔オブザーバー〕

昨日、準備書に対する知事意見を述べた。この後、評価書の作成となり、問題なければ公告・縦覧となる。公告・縦覧がなされたということをもってアセス終了となる。

〔委 員〕

評価書を受付するのはいつ頃か。

〔オブザーバー〕

事業者から評価書がいつ頃提出されるか次第である。

評価書の提出があり、60日以内に知事意見を出すということになる。

〔委 員〕

評価書は確認したい。

〔事業者〕

評価書は縦覧する。

環境影響評価は審議会において専門家等から出された意見をまとめたものが知事意見となる。

厳しい目で事業計画について意見をいただいている。

〔会 長〕

少なくとも協議会で議論した内容以下にならないようにとの心配だろう。

〔委 員〕

ここで議論したことが環境影響評価に含まれているか。

〔事業者〕

概ね含まれている。

〔会 長〕

事務局も環境影響評価を確認し、協議会の議論と相違あれば再度開催する必要もあるのではないか。

〔事業者〕

協議会で決定したことは勿論遵守する。また、環境影響評価にあることを無視することはできない。

〔委 員〕

どのような意見がなされたのかがわからない。

〔オブザーバー〕

方法書から準備書までの知事意見については現在、県ＨＰで公開している。

事業者が作成した方法書や準備書は著作権等の関係から県ＨＰには載せていないが、知事意見は閲覧可能。

〔委 員〕

心配しているのは水害である。

副会長からもオーガナイズされた方法で不足がないように進めているという話があり了解したようなものである。

〔会 長〕

他に意見が無ければ、予定していた議事は全て終了したので決を採りたい。

これまで５回にわたり議論を進めてきたが、それらを踏まえ、まず、農山漁村再生可能エネルギー法基本計画を原案どおり策定し、今後は農山漁村再エネ法に基づき区域内の農地を、みなし農地転用し、事業者は、基本計画に基づき、これまで協議会に示した事業計画により事業を進めることでよろしいか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔会 長〕

全会一致により原案を協議会の合意とし、事業者が基本計画に基づき事業を進めることを決定する。

その他何かあるか。

〔委 員〕

寄付金が基金化された後の使途はどうなるのか。

〔農政部長〕

事業者から「売電収入の３％」を拠出いただくことを確認したが、市としては「特定目的基金」を設置し、年次ごとに市農業振興計画に基づく農業振興事業の財源として活用することを想定している。地域とも協議し、事業地周辺エリアを重点化することも考えている。

〔会 長〕

基金の使途については、地元の期待もあるため、地元の意見を尊重していただきたい。

〔農政部長〕

協議会は継続していくため、当該事業の進行・進捗管理については報告させていただきたい。

〔事務局〕

今後のスケジュールとしては、農振除外、環境影響評価の完了後、内容等に変更がなければ、市の基本計画として策定する。市のホームページにも基本計画を公表する。基本計画策定後、事業者から設備整備計画認定の申請があり、内容を審査、県の合意が得られれば計画を認定することとなる。

なお、今後、他の地区で再エネ法を活用した事業が出てきた際は、全市の観点から選出されている委員については再度相談させていただく。計５回にわたり協議、検討していただきありがとうございました。

〔会 長〕

それでは、本日をもって農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成に関する協議は全て終了した。最後に国から感想を一言お願いしたい。

〔オブザーバー〕

皆さま色々な意見がある中で議論を尽くされていて、こういった場が地元にとっても、設備整備者にとっても、それぞれの意見を出して議論ができるということは、この法の目的でもあるため、大変良い場となったのではないかと思います。事業が始まって以降、市に対して定期的に報告していただき、最低限この事業が続く間は良好な関係が保たれることを期待している。協議会も必要に応じて開催するなど活用いただきたい。

〔会 長〕

自然エネルギーの活用は難しい部分もあり、事業者と自治体だけで決められるものではなく、地域の方々の協力があって初めて成り立つものである。当該事業はまだスタート段階であり、これからも長期的に良好な関係を継続していただき、我が国の自然エネルギーの活用のモデル地域となれば良いと思う。

また、行政にはここでの議論を政策に反映していただき、福島市のために活用していただきたい。今後も協議会は継続され、メンバーは代わるが、精神は次の方にもそれぞれ引き継いでいって欲しい。